

三重県病院薬剤師会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は三重県病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は日本病院薬剤師会及び三重県薬剤師会との連携のもと、病院、診療所、介護保険施設に籍を有する薬剤師の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより、県民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ① 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
- ② 生涯研修と各種認定に関する事項
- ③ 薬剤業務に関する各種調査と業務の向上に関する事項
- ④ 薬学教育の向上に関する事項
- ⑤ 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項
- ⑥ 機関誌その他の刊行に関する事項
- ⑦ 精神科、中小病院における業務向上と研修に関する事項
- ⑧ 日本病院薬剤師会、三重県薬剤師会、三重県健康福祉部、鈴鹿医療科学大学薬学部等、関係諸団体との連絡協議に関する事項
- ⑨ その他目的達成に必要な事項

第3章 会 員

(会員資格)

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- ① 正会員 県内に所在する病院、診療所、介護保険施設に籍を有し、本会の目的及び事業に賛同する薬剤師
- ② 特別会員 正会員以外の薬剤師免許を持ち、本会の目的及び事業に賛同する個人
- ③ 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する団体又は個人

④ 名誉会員 本会に特に顕著な功績のあった者で理事会の推薦により総会の決議を経た者

- 2 正会員及び特別会員は日本病院薬剤師会、日本薬剤師会の会員である者とする。
- 3 本条第1項に定める会員は、本会および三重県薬剤師会が主催する研修会等へ出席し、両会発行の機関誌等を無償で受領することができる。
- 4 名誉会員及び名誉会長は終身に渡って委嘱することができる。

(入会手続及び任意退会)

第6条 本会に入会しようとする者は、会長に所定の届出をしなければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、会長に所定の届出をすることにより、任意につでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

(会費等)

第7条 正会員、特別会員及び賛助会員は本会所定の会費及び負担金を支払う義務を負う。

- 2 名誉会員は会費の納入を要しない。
- 3 会費の額及び負担金並びに徴収方法は総会が定める。
- 4 既納の会費及び負担金は理由の如何を問わずこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第8条 第6条2項及び第9条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するときはその資格を喪失する。

- ① 死亡したとき及び失踪宣告を受けたとき
- ② 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- ③ 賛助会員資格が消滅又は死亡したとき
- ④ 正会員、特別会員及び賛助会員が正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき

(除名)

第9条 会員に本会の名誉を毀損し又は本会の目的趣旨に反するような行為があったときは、総会の決議を経て除名することができる。ただし、総会は議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第6条第2項、第8条及び第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、すでに発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 役員およびその他の機関

(役員の種類及び定数)

第 11 条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名、副会長 2~3 名、理事 20~25 名（常任理事若干名を含む）、監事
2 名

2 本会に顧問を置くことができる。

(役員の職務・権限)

第 12 条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3 常任理事は会長の諮問に応じ、事業を分掌する。
4 理事は会長、副会長を補佐し、会務を分掌する。
5 監事は本会の業務及び経理の状況を監査し、その結果を毎年総会に報告する。

(役員の選任)

第 13 条 会長及び監事は三重県病院薬剤師会選挙管理規定に基づき正会員の中から総会
において選出する。

2 副会長は会長が正会員の中から委嘱する。
3 理事は会長、副会長が協議して正会員の中から選出し、会長が委嘱する。
4 常任理事は会長、副会長が協議して理事の中から選出し、会長が委嘱する。
5 監事は他の役員を兼ねることができない。

(役員の任期)

第 14 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する
通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。
3 役員は第 11 条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任し
た後も後任者が就任するまではその権利義務を有する。

(役員の報酬)

第 15 条 役員は無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

(会長、監事の解任)

第 16 条 会長及び監事は総会の決議により、解任することができる。

(専門委員会)

第 17 条 本会の目的および事業の円滑な運営を図るために専門委員会を置き、各委員長は
会長が理事の中からこれをあて、委員は理事会において指名する。

2 専門委員会には、必要に応じて目的別の協議を行うため専門部会を置くことが
できる。

3 専門委員会、部会の構成員には費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問)

第 18 条 本会に名誉会長及び顧問を置くことができる。ただし、名誉会長及び顧問は役員に該当しない。

2 名誉会長は本会に特に顕著な功績のあった会長の中から理事会の推薦と総会の同意を経て会長が委嘱し、その任期は終身とする。

3 名誉会長は会務を行わない。

4 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱し、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。

5 顧問は会の運営に関し、会長の求めに応じて随時意見を述べることができる。

6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

第5章 会 議

(会議の種類)

第 19 条 会議を分けて総会、理事会、常任理事会、専門委員会、専門部会とする。

(総会)

第 20 条 総会は通常総会と臨時総会とする

2 通常総会は、毎年 1 回 4 月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は理事会の決議を経て変更することができる。

3 臨時総会は会長が必要あると認めた場合に召集する。

4 総会は正会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席できない正会員は、委任状を本会に提出することにより出席したものとみなされ、代理人（他の正会員に限る）にその議決権を代理行使させることができる。

5 総会の決議及び承認は出席正会員の過半数により決する。賛否同数の時は議長が決する。

6 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

7 次の事項は総会の議決又は承認を要する。

① 事業計画及び予算の承認

② 事業報告及び計算書類の承認

③ 会長及び監事の選任及び解任

④ 役員の責任の免除

⑤ 名誉会員及び名誉会長の選任

⑥ 会員の除名

⑦ 会則の変更

⑧ 解散に関する事項

- ⑨ 理事会が付議した事項
- ⑩ その他この会則に定められた事項

(理事会、常任理事会)

第 21 条 理事会、常任理事会は会長が隨時招集し、半数以上の出席で成立するものとする。

第6章 事業および会計

(事業年度)

第 22 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(剰余金)

第 23 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第 24 条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 本会の財産の管理及び会計処理に関し必要な事項は理事会で定める。

(事業計画及び予算)

第 25 条 事業計画及び予算は、事業年度ごとに理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第 26 条 事業報告及び計算書類は、毎事業年度終了後に監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

第7章 三重県病診薬剤師会

(総則)

第 27 条 本会会員において一般社団法人三重県薬剤師会での活動は三重県病診薬剤師会として称して活動する。

(目的および事業)

第 28 条 三重県病診薬剤師会の目的および事業は原則として本会と同一とし、三重県病診薬剤師会として独自の対応が必要な場合は、役員が協議、処理する。

(会員)

第 29 条 三重県病診薬剤師会の会員は、正会員と特別会員とする。

(会費)

第 30 条 三重県病診薬剤師会正会員の会費は、本会正会員の会費をもって充てる。

(役員)

第 31 条 三重県病診薬剤師会の役員は本会と同一とする。

第 32 条

(役員の任期)

役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する本会の事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

3 役員は第 31 条に定める定数を下回る場合には、任期満了又は辞任により退任した後も後任者が就任するまではその権利義務を有する。

第 33 条 三重県病診薬剤師会役員は、無給とする。

第 34 条 三重県病診薬剤師会役員には、費用を弁償することができる。

(会議)

第 35 条 三重県病診薬剤師会の総会は、本会の総会を兼ねる。

(事業年度および会計)

第 36 条 三重県病診薬剤師会の事業年度および会計は、本会の事業年度および会計と同一とする。

第8章 事務局

(事務局)

第 37 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務処理を円滑に行うため、補助者に業務を依頼することができる。

3 補助者には、三重県病院薬剤師会謝金規程に基づき謝金を支払うことができる。

第9章 補則

(細則)

第 38 条 本会則に定めない事項は理事会において協議し処理する。

附 則

(会費)

1. 会則第3章第7条の規定による会費は以下の通りとする。

- (1) 正会員 A 19,200 円
- (2) 正会員 B (三重県薬剤師会支部会員を兼ねる者) 11,200 円
- (3) 特別会員 正会員に準ずる。

(1)～(3)の会費には正会員 A および正会員 A に準ずる特別会員は日本病院薬剤師会および日本薬剤師会の年会費（15,000 円）、正会員 B および正会員 B に準ずる特別会員は日本病院薬剤師会年会費（8,000 円）を含む。ただし、9 月 1 日以降に新たに入会する正会員 A 及び正会員 A に準ずる特別会員は、当該年度の本会会費を 3,500 円減免し、15,700 円（ともに日本病院薬剤師会会費 8,000 円、日本薬剤師会会費半期 3,500 円を含む）とする。

- (4) 賛助会員の年会費は 20,000 円とする。

(専門委員会)

2. 会則第4章第17条の規定による専門委員会及び専門部会は以下の通りとする。

- ① 薬学教育委員会
- ② 業務委員会
- ③ 地区委員会
- ④ 中小病院委員会
- ⑤ 出版広報委員会
- ⑥ 学術研修委員会
- ⑦ 専門部会統括委員会

以下、専門部会統括委員会にかかる専門部会

- i. 薬物療法部会
- ii. がん部会
- iii. 感染制御部会
- iv. 精神科部会
- v. 褥瘡研修部会
- ⑧ 災害対策特別委員会
- ⑨ 薬剤師確保対策特別委員会

(慶弔)

3. 正会員・名誉会員(名誉会長を含む)の弔事については、以下に定めるところによる。

- (1) 正会員・名誉会員(名誉会長を含む)本人が死亡したときは、次により弔意を

表す。

・献花 1 基（1 万円相当）及び弔電

但し、都合上やむをえない場合は弔電のみとする。

(2) 慶事については特に祝意を表さないこととする。

(3) (1), (2)に変更の必要が生じた場合、または特別の事情については、会長に一任とする。

(施行)

4. この会則は、昭和 28 年 3 月 12 日から施行する。

昭和 37 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 41 年 4 月 1 日 一部改正

昭和 47 年 4 月 22 日 一部改正

昭和 52 年 4 月 23 日 一部改正

昭和 57 年 4 月 24 日 一部改正

昭和 58 年 4 月 23 日 一部改正

昭和 63 年 4 月 16 日 一部改正

平成 11 年 5 月 15 日 一部改正

平成 19 年 4 月 14 日 一部改正

平成 21 年 4 月 18 日 一部改正

平成 22 年 4 月 10 日 一部改正

平成 24 年 4 月 21 日 一部改正

平成 25 年 4 月 20 日 一部改正

平成 27 年 4 月 25 日 一部改正

平成 28 年 4 月 23 日 一部改正

平成 29 年 4 月 22 日 一部改正

平成 31 年 4 月 20 日 一部改正

令和 3 年 4 月 16 日 一部改訂